

## 佐世保市通所型支え合いサービス



事業の目的は？

地域住民の多様なニーズに対応できるよう、NPOや住民等で組織された任意団体などの多様なサービスを実施する団体の運営費の一部を支援し、支え合いのある地域づくりを目的としています。



対象団体の条件等はあるの？

1. 居宅要支援被保険者及び事業対象者を中心に、体操や趣味活動を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会の開催等のサービスを行うこと
  2. 通所支え合いサービスに係る行事等を月2回以上開催しており、月3回以上の開催を目的とする団体であること。この場合において、当該行事等の所要時間は、1回につき2時間以上であるものとする
  3. 1回あたり概ね10人以上参加していること
  4. 地域包括支援センターで介護予防サービス・支援計画書により位置づけられた事業対象者、要支援認定者が、65歳以上の参加者の概ね半数以上いること
  5. 自主的・継続的な活動ができること
  6. 地域に対し活動状況の公開や新規会員の受け入れを行うなど、開けた活動ができること
  7. 行政や地域包括支援センターと協働できること
  8. 主たる活動を佐世保市内で行っていること
  9. サービスの提供に係る従事者が5人以上在籍していること
  10. 通所型支え合いサービスの事業と同様の事業に係る活動実績が3か月以上あること
  11. 同一会計年度内において同様の目的で国、県又は市から別の補助金、負担金の交付を受けていないこと
  12. 営利や宗教活動、政治活動等を目的としていないこと
- 以上が、要件になっています
- ※従事者には、市の研修を受けてもらうことが必須となります。





こういった方を対象にサービスを提供するの？

対象者は、介護予防サービス・支援計画書により位置づけられた、事業対象者・要支援認定者となります。 ※補助事業を活用する場合、65歳以上の参加者で対象者が概ね半数以上利用していれば、対象者以外の利用も可能です。



こういった事をすればいいの？

月2回以上の開催で、1回あたり2時間以上の体操や趣味活動を通じた交流会、サロン、集いの場を提供してください。

(例) 体操・運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会・サロン



運営費補助はいくら支援されるの？

補助金の補助率は補助対象経費の10分の10以内です。

年上限額は50,000円で、その範囲内において、その年度に必要な額を申請してください。



補助金はどういったものに使えるの？

補助金は、団体を運営するうえで必要な燃料費や修繕費、印刷消耗品費や使用料等に使えます。ただし、人件費や食糧費は対象外となっています。

詳しくは、長寿社会課までお尋ねください。

